

富山県奨学資金

大学院奨学資金のご案内

富山県奨学資金は、優れた学生及び生徒が経済的な理由によって修学に困難が生じた場合に、修学上必要な資金を貸与するものです。

大学院奨学資金に関する必要な手続は、在学中は大学を通して行いますので、手続に必要な書類は、大学の窓口でお受け取りください。

この大学院奨学資金の貸与、返還その他については、富山県奨学資金貸与条例、同施行規則及び大学院奨学資金取扱要綱の規定に従って行います。

申請にあたっては、以下に説明する事項をご理解のうえ、手続きをお願いします。

令和 7 年 度

1. 貸与の目的

大学院奨学資金は、地域が必要とする高度な専門的技術者・研究者を養成するとともに、富山県における学術研究の推進に役立てることを目的としています。

2. 要件

県内大学大学院に在学する学生のうち、次の要件を満たす方が申請できます。

- ①優れた学生であって、経済的理由により修学が困難であること
- ②県内に住所を有していること
- ③独立行政法人日本学生支援機構奨学資金の貸与に係る学長の推薦基準を満たし、当該奨学資金の受給を希望したが、受給できなかったものであること

3. 貸与額・貸与期間

- (1) 貸与額は次のとおりです。

課程区分	入学年度	月 額	募集人数
修士・博士（前期）	令和6・7年度	88,000 円	2名程度
博士（後期・医学）	令和4・5・6・7年度	122,000 円	1名程度

- (2) 貸与期間は、令和7年4月からそれぞれの課程を修了する月までです。ただし、各大学で定められた修業年限を超えない期間に限ります。

博士前期課程から博士後期課程へ進学した場合は、貸与は継続されません。引き続き貸与を希望する場合には、改めて申請する必要があります。

4. 申請手続

- (1) 申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添付し、大学の窓口へ提出してください。提出期限は、大学の窓口でご確認ください。

① 大学院奨学資金貸与申請書

② 添付書類：住所を証明するもの（住民票など）

本人・配偶者の前年の収入金額を証明するもの（源泉徴収票など）

- (2) 申請には、保証人が2名必要です。保証人は、長期間の返還について連帯して債務を負担する能力が必要となりますので、次の方はできるだけ避けてください。

① 申請時において満65歳以上の方 ② 配偶者

また、保証人のうち1名は、本人及び他の保証人と生計を別に行っていることが条件となります。

5. 貸与決定

- (1) 選考結果は、貸与（不承認）決定通知書により、大学を通してお知らせします。通知は7月中に行う予定です。
- (2) 貸与が決定した方には、貸与決定通知書に併せて誓約書等をお渡しします。必要事項を記入し、大学の窓口へ提出してください。なお、大学から県への提出期限は、貸与決定者が通知を受けた日から30日以内です。
- (3) 誓約書を提出した方に、大学院奨学資金が貸与されます。

6. 貸与方法

- (1) 奨学資金は、毎月末に本人が指定する預金口座に振込みます。貸与決定通知を受けた方は、振込先の預金口座を届け出てください。
- (2) 4・5・6・7・8月分は8月に、それぞれの課程を修了する年度の2・3月分は、

2 月に一括して振り込む予定です。

貸与を受ける上での留意事項

- (1) 貸与を受けている方は、毎年 4 月 15 日までに学業成績証明書を提出しなければなりません。県から大学に一括して依頼しますのでご自分で手続きされる必要はありません。
- (2) 次の場合、貸与は取り消されます。
 - ① 県内に住所を有しなくなったとき
 - ② 貸与の必要がないほど家計が好転したとき
 - ③ 独立行政法人日本学生支援機構からの貸与を受けることとなったとき
 - ④ 退学したとき
 - ⑤ 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき
 - ⑥ 貸与を辞退したとき
 - ⑦ 死亡したとき
 - ⑧ その他貸与が適当でないと認められるとき（例えば、著しい成績不良）
- (3) 休学・停学の場合、その翌月から復学した月までの間、貸与が停止されます。

7. 返還方法・返還額

- (1) 貸与が終了したときは、返還計画を記入した借用証書を提出し、その返還計画に従って返還しなければなりません。
- (2) 返還の開始時期は、貸与終了後 6 か月の据置き期間経過後の 1 2 月又は 6 月です。
- (3) 返還方法は年賦又は半年賦で、原則として口座振替となります。
- (4) 毎年の返還額は、貸与総額に応じ、次のとおりとなります。

貸 与 総 額	年 賦 額	返 還 期 間
400,000 円 以下のもの	40,000円	～10年
400,000 円 を超え 500,000 円 以下	50,000円	9～10年
500,000 円 ～ 600,000 円 以下	60,000円	9～10年
600,000 円 ～ 700,000 円 以下	70,000円	9～10年
700,000 円 ～ 900,000 円 以下	80,000円	9～12年
900,000 円 ～ 1,100,000 円 以下	90,000円	11～13年
1,100,000 円 ～ 1,300,000 円 以下	100,000円	12～13年
1,300,000 円 ～ 1,500,000 円 以下	110,000円	12～14年
1,500,000 円 ～ 1,700,000 円 以下	120,000円	13～15年
1,700,000 円 ～ 1,900,000 円 以下	130,000円	14～15年
1,900,000 円 ～ 2,100,000 円 以下	140,000円	14～15年
2,100,000 円 ～ 2,300,000 円 以下	150,000円	15～16年
2,300,000 円 ～ 2,500,000 円 以下	160,000円	15～16年
2,500,000 円 ～ 3,400,000 円 以下	170,000円	15～20年
3,400,000 円 を超えるもの	総額の1/20	20年

- (5) 返還金は、将来貸与する大学院奨学資金として活用しますので、期限までに返還してください。なお、返還すべき日までに返還しなかった場合には、その翌日から、年 7.3 % の延滞利息が課されます。

8. 返還猶予

次の場合、県に申請することによって返還の猶予を受けることができます。

- ① 貸与終了後、大学院その他教育機関に在学するとき
- ② 災害、病気、負傷などにより返還が一時的に困難なとき

9. 返還免除

次の場合、県に申請することによって貸与された額の全部又は一部の返還の免除を申請することができます。

- ① 死亡したとき
- ② 心身の故障により返還が困難なとき

ご不明の点は、各大学の奨学金担当窓口又は下記までお問い合わせください。

事務担当

〒930-8501 富山市新総曲輪 1－7

経営管理部学術振興課 高等教育振興係

TEL 076-444-9652 FAX 076-444-4053

E-mail agakujutsushinko@pref.toyama.lg.jp